

平成31(2019)年度 市民税・県民税のお知らせ

主な税制改正について

1 配偶者控除の改正

配偶者控除の見直しが行われ、控除額が改正されたほか、納税義務者の合計所得金額により適用できる配偶者控除額が変わります（1,000万円超の場合は対象外）。

※配偶者控除とは、合計所得が38万円以下の扶養控除対象である配偶者に適用されます。

| 配偶者の 合計所得金額 38万円以下 | 納税義務者の合計所得金額 (給与収入のみの場合に対応する給与収入金額) | | | |
|--------------------------|--|--|--|------------------------|
| | 900万円以下 (1,120万円以下) | 900万円超 950万円以下 (1,120万円超 1,170万円以下) | 950万円超 1,000万円以下 (1,170万円超 1,220万円以下) | 1,000万円超 (1,220万円超) |
| | 控除額 | | | |
| 控除対象 配偶者 (70歳未満) | 33万円 | 22万円 | 11万円 | 対象外 |
| 老人控除対象 配偶者 (70歳以上) | 38万円 | 26万円 | 13万円 | |

【参考：改正前の配偶者控除（平成30年度課税まで）】

| 配偶者の合計所得金額 38万円以下 | 控除額 |
|----------------------|------|
| 控除対象配偶者 (70歳未満) | 33万円 |
| 老人控除対象配偶者 (70歳以上) | 38万円 |

※納税義務者の所得金額制限なし

2 配偶者特別控除の改正

配偶者特別控除の見直しが行われ、控除額が改正されたほか、対象となる配偶者の合計所得金額が38万円超123万円以下とされました。また、納税義務者の合計所得金額により適用できる配偶者特別控除額が変わります（1,000万円超の場合は対象外）。

| 配偶者の 合計所得 金額 | 給与と所得だけ の場合の対応 する配偶者の 給与収入金額 | 納税義務者の合計所得金額 (給与所得だけの場合の対応する給与収入金額) | | | |
|--------------------|---------------------------------------|--|--|--|------------------------|
| | | 900万円以下 (1,120万円以下) | 900万円超 950万円以下 (1,120万円超 1,170万円以下) | 950万円超 1,000万円以下 (1,170万円超 1,220万円以下) | 1,000万円超 (1,220万円超) |
| | | 控除額 | | | |
| 38万円超 90万円以下 | 103万円超 155万円以下 | 33万円 | 22万円 | 11万円 | 対象外 |
| 90万円超 95万円以下 | 155万円超 160万円以下 | 31万円 | 21万円 | | |
| 95万円超 100万円以下 | 160万円超 166万8千円未満 | 26万円 | 18万円 | 9万円 | |
| 100万円超 105万円以下 | 166万8千円以上 175万2千円未満 | 21万円 | 14万円 | 7万円 | |
| 105万円超 110万円以下 | 175万2千円以上 183万2千円未満 | 16万円 | 11万円 | 6万円 | |
| 110万円超 115万円以下 | 183万2千円以上 190万4千円未満 | 11万円 | 8万円 | 4万円 | |
| 115万円超 120万円以下 | 190万4千円以上 197万2千円未満 | 6万円 | 4万円 | 2万円 | |
| 120万円超 123万円以下 | 197万2千円以上 201万6千円未満 | 3万円 | 2万円 | 1万円 | |
| 123万円超 | 201万6千円以上 | 対象外 | | | |

納税通知書（納付する税額）の見方

- ◎ 納付する税額と納付方法は、納税通知書の表紙（1ページ）に記載されています。

〈例・通知書1ページ〉

平成31(2019)年度市民税・県民税の総額を表示しています。

| | |
|---------------|--------|
| 年税額(A+B+C)(円) | 74,000 |
| A 給与特別徴収税額 | 10,000 |
| B 普通徴収税額 | 40,000 |
| C 年金特別徴収税額 | 24,000 |

年税額の内訳です。

<例の説明>

- ◎ 平成31(2019)年度の年税額

上記の例では、平成31(2019)年度の市民税・県民税は、「年税額(A+B+C)(円)」に記載されている74,000円になります。

- ◎ 年税額の納付方法の内訳(A~C)は次のとおりです。

A 給与特別徴収税額

年税額のうち10,000円が給与から特別徴収されます。

給与特別徴収とは、事業主（給与支払者）が従業員（納税義務者）に支払う6月から翌年5月までの毎月の給与から市民税・県民税を天引きし、従業員に代わり、市に納入する制度です。月々の給与から天引きされる額については、給与支払者から配布される「市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書」でご確認ください。

B 普通徴収税額

年税額のうち40,000円を納付書又は口座振替により納付します。

普通徴収とは、納税義務者が納付書又は口座振替により市民税・県民税を市に納付する制度です。

C 年金特別徴収税額

年税額のうち24,000円が公的年金から特別徴収されます。

年金特別徴収とは、年金支払者が公的年金から市民税・県民税を天引きし、市に納入する制度です。

※ 公的年金から天引きされる期別ごとの税額については、納税通知書7ページをご覧ください。

給与所得者の方へ（給与特別徴収のお知らせ）

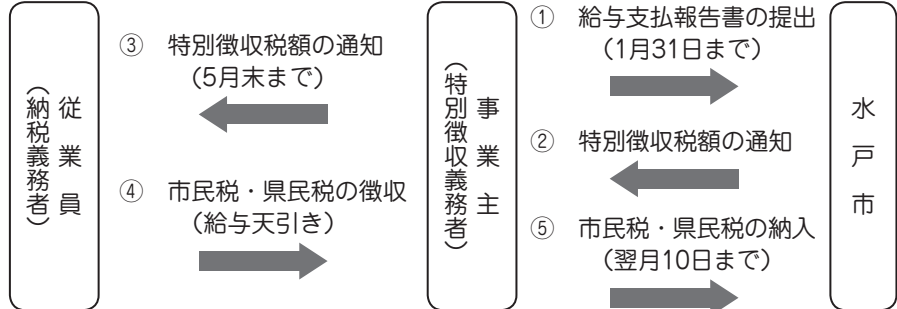
給与特別徴収とは、事業主（特別徴収義務者）が従業員（納税義務者）に支払う6月から翌年5月までの毎月の給与から市民税・県民税額を天引きし、従業員に代わり市に納入する制度です。

茨城県と県内各市町村では、平成27年度から原則すべての事業主に給与特別徴収を実施していただく取組を進めております。

そのため、現在、給与所得者で市民税・県民税を納付書又は口座振替により納付（普通徴収といいます。）している方は、一部の普通徴収を認められる場合を除き給与特別徴収に変更となりますので、ご理解くださるようお願いいたします。

なお、従業員には、パート、アルバイト、短期雇用者、非常勤職員、役員等も含まれます。

特別徴収による納税のしくみ



- ① 事業主（特別徴収義務者）は、前年1年間（1月～12月）に従業員（納税義務者）に支払った給与などを、給与支払報告書に記載し、水戸市に提出します。
- ② 水戸市は、提出された給与支払報告書や、確定申告書などの資料をもとに、従業員の市民税・県民税額を決定し、事業主に通知します。
- ③ 事業主は、水戸市から送付された税額通知書を従業員に配布します。
- ④ 事業主は、水戸市から通知された税額を、従業員の給与から天引きします。
- ⑤ 事業主は、天引きした市民税・県民税を、水戸市に翌月10日までに納入します。

特別徴収のメリット

- 納税者の方一人ひとりが、納税のために市役所や金融機関等に出向く必要がなくなります。
- 市民税・県民税の納め忘れの心配がなくなります。
- 市民税・県民税を普通徴収で納付する場合、納付は原則年4回ですが、特別徴収は、毎月の給与から12回に分けて天引きされます。このため、納付1回あたりの負担が軽減されます。

年金受給者の方への大事なお知らせ

公的年金からの市民税・県民税の特別徴収(天引き)について

1 制度の内容

公的年金についても、給与所得等と同様に市民税・県民税の課税対象となります。公的年金からの特別徴収とは、年金支払者が4月から翌年2月までの隔月に公的年金を支給する際、公的年金等に係る市民税・県民税額を、納税者の公的年金から天引きして、納税者に代わって納入する制度です。

2 対象となる方

平成31(2019)年4月1日現在において、老齢基礎年金等を受給している65歳以上の方で、公的年金等に係る市民税・県民税が課税される方が対象です。個人の意思で他の徴収方法を選択することはできません。

ただし、主に次のような方は、年金からの特別徴収の対象とはなりません。

- (1) 老齢基礎年金等の金額が年間18万円未満の方
 - (2) 公的年金から特別徴収される税額が、老齢基礎年金等の額を超える方
 - (3) 水戸市の介護保険料が、公的年金から特別徴収されていない方
- ※ 対象とならない方は、普通徴収(納付書又は口座振替)による納付になります。

3 公的年金からの特別徴収の具体例

公的年金からの特別徴収は、**特別徴収初年度の方と、2年目以降の方とで、徴収方法が異なります。**なお、2年目以降の方でも、前年に特別徴収が中止になった方などは、特別徴収初年度の方と同じ徴収方法になります。

<① 特別徴収が初年度の方>

今年度の公的年金等に係る税額が24,000円の場合

| 特別徴収 初年度 | 徴収方法 | 普通徴収 | | 特別徴収(本徴収) | | |
|-------------|------|--------|--------|-----------|--------|--------|
| | 納付月 | 6月 | 8月 | 10月 | 12月 | 2月 |
| | 納付税額 | 6,000円 | 6,000円 | 4,000円 | 4,000円 | 4,000円 |

- 特別徴収初年度の方は、公的年金等に係る税額24,000円のうち、2分の1の12,000円が納付書又は口座振替による納付(普通徴収)になります。
- 残りの2分の1の12,000円が公的年金からの特別徴収(本徴収)になります。

<② 特別徴収が2年目以降の方>

前年度の公的年金等に係る税額が30,000円、今年度の公的年金等に係る税額が24,000円の場合

| 特別徴収 2年目以降 | 徴収方法 | 特別徴収(仮徴収) | | | 特別徴収(本徴収) | | |
|---------------|------|-----------|--------|--------|-----------|--------|--------|
| | 納付月 | 4月 | 6月 | 8月 | 10月 | 12月 | 2月 |
| | 納付税額 | 5,000円 | 5,000円 | 5,000円 | 3,000円 | 3,000円 | 3,000円 |

- 特別徴収2年目以降の方の、4月、6月、8月の特別徴収税額(仮徴収)は、前年度の公的年金等に係る年税額の2分の1を3回に分けて徴収します。
 - 10月、12月、2月の特別徴収税額(本徴収)は、今年度の公的年金等に係る税額から、仮徴収分の税額を差し引いた残りの額を、3回に分けて徴収します。
- ※ 特別徴収が2年目以降の方でも、前年度の特別徴収が仮徴収(4月、6月、8月)で終わった方や年度の途中で中止になった方などは、<①特別徴収が初年度の方>と同じ徴収方法となります。

4 特別徴収が中止になる場合

主に次のような場合は、公的年金からの特別徴収が中止となり、普通徴収となります。**中止になった場合は、翌年度の公的年金等に係る税額の徴収方法は、<①特別徴収が初年度の方>と同様になります。**

- (1) 公的年金から所得税、介護保険料、国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料等を差し引いた後の金額が特別徴収税額に満たない場合
- (2) 介護保険料の特別徴収がされていない場合
- (3) 死亡した場合
- (4) 平成31(2019)年3月31日までに、水戸市から転出している場合(10月分から停止となり、以降は普通徴収となります。)

※ 平成28年度の税制改正により、税額変更が生じた場合でも原則として特別徴収が継続されることとなりましたが、税額変更が12月上旬以降のときや、税額変更により特別徴収税額が0円になるときなどは、中止となる場合があります。

Q&A ～よくあるご質問に関して～ 年金編

Q. 年金から天引きされる市民税・県民税について、納税通知書に書かれている税額と年金支払者からの通知書に書かれている税額が異なります。どちらが正しいのでしょうか？

A. 納税通知書に書かれている税額が、今年度の正しい税額となります。

年金支払者は、水戸市が7月下旬に送付する市民税・県民税の通知を基に、10月以降に支給される公的年金から税額の天引きを行います。そのため、水戸市が課税決定し年金支払者へ通知する前に、年金支払者をご本人様への通知を作成した際に、暫定の金額で天引きされる税額を記載している場合があります。

なお、納税通知書の送付後に税額の変更が生じた場合は、別途決定通知書を送付し、変更後の税額をお知らせいたします。最新の税額は、必ず水戸市からの通知書でご確認ください。

Q. 年金収入に係る市民税・県民税は、年金から天引きされると聞きましたが、納付書が同封されていました。課税が二重になっていないか心配です。

A. 納付書は、年金から差し引かない税額がある方に同封しております。年金収入の方でも、主に次のような場合は、納付書による納付が必要になります。

- ① 今年度65歳になり、公的年金からの特別徴収が初年度の場合、または2年目以降の方でも前年度の特別徴収が年度の途中で中止になった場合
- ② 年金収入はあるが、年金からの特別徴収の対象とならなかった場合
- ③ 年金収入以外の不動産所得・営業所得等がある場合

※ 3ページ、「4 特別徴収が中止になる場合」により、今年度の特別徴収が中止になった場合には、対象の方へ通知いたします。なお、納付書で納めていただく税額がある場合には、納付書を同封いたします。

Q. 給与からも年金からも市民税・県民税が天引きされています。それぞれの税額はどのように算出されるのでしょうか。

A. 給与と年金の両方で特別徴収の対象となった方については、全体の所得と控除から算定した税額を、給与と年金で案分して徴収いたします。案分方法は、原則、下記のとおりです。

- ① 給与からの特別徴収税額…事業所から提出された給与支払報告書記載の所得と控除から算定します。
- ② 年金からの特別徴収税額…全体の所得と控除から算定した税額から、①の税額を差し引いた額となります。

※ 給与と年金以外の所得がある場合は計算方法が異なります。

Q&A ～よくあるご質問に関して～ 給与編

Q. 今年から新しい会社に就職（転職）しましたが、市民税・県民税が給与から天引きされないのはなぜでしょうか？ 給与からの天引きにして欲しいのですが。

A. 事業主は前年中に給与の支払いがあり、かつ今年の4月1日に在籍している従業員に対して、市民税・県民税の特別徴収義務をおっています。今年度の就職の場合は、勤務先には特別徴収義務は生じないので、特別徴収されていない可能性があります。特別徴収への切り替えは、勤務先から市へ「特別徴収への切替依頼書」の提出が必要となります。おそれ入りますが、ご本人から勤務先へ直接ご相談くださるようお願いいたします。また、その際には、二重納付防止のため、今回送付しました納付書を勤務先へお渡しください。手続きに要する時間も踏まえ、できる限りお早めにご相談されることをお勧めします。

なお、納期限が過ぎた普通徴収分の税額は特別徴収への切り替えはできません。

Q. 給与から市民税・県民税が差し引かれているのですが、納付書が同封されていました。納付書でも支払わなければならないのでしょうか？ 二重で課税されているのではないかと心配です。

A. 納付書は、給与から差し引かれない税額がある方に同封しています。給与収入の方でも、主に次のような場合は、納付書による納付が必要になります。

- ① 確定申告書又は市民税・県民税申告書にて、給与や公的年金等に係る所得以外（平成31（2019）年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外）から発生する住民税の納付方法を「自分で納付」と選択した方
- ② 給与収入の他に、土地や株式の譲渡などの分離課税分の所得がある方

※ 税額は、すべての所得を足し合わせたうえで、全体の税額を算出した後に、給与特別徴収、普通徴収、年金特別徴収へ案分しています。徴収方法が複数でも過大に課税されているわけではありません。

Q. 年の途中で引っ越したときの市民税・県民税は、どこに納めるのでしょうか？

A. 市民税・県民税は、1月1日現在に住居登録がある市町村において、前年中の所得に基づき課税されます。年の途中で市外へ引っ越しをした場合や海外転出された場合も、旧住所の市町村に全額納めていただくこととなります。

その他ご不明な点がございましたら、市民税課までお問い合わせください。